

## 第23回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和3年4月26日(月)
- 2 開催時間 午後1時25分開会 午後2時20分閉会
- 3 開催場所 大正トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 25名
  - 1番 兒玉 康英
  - 2番 吉田 宏一
  - 4番 堀口 宏敏
  - 5番 荒川 満雄
  - 6番 松金 栄治
  - 7番 廣瀬 智美
  - 8番 中村 博志
  - 9番 尾関 健一
  - 10番 野原 幸治
  - 11番 丸谷 友姫
  - 12番 合歓垣利隆
  - 13番 岩城 利寛
  - 14番 森 和裕
  - 15番 飯田 祐一
  - 16番 梶川 毅
  - 17番 山崎 博之
  - 18番 深田 敬吾
  - 19番 濱野 敏夫
  - 20番 石崎 一彦
  - 21番 吉田 利彦
  - 22番 廣瀬 文彦
  - 23番 石川 俊浩
  - 24番 室崎 公一
  - 25番 中村 正信
  - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員
  - 3番 小倉 豊
- 6 議事録署名委員
  - 23番 石川 俊浩
  - 24番 室崎 公一
- 7 議事内容
  - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
  - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
  - (3) 報告第3号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
  - (4) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
  - (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
  - (6) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
  - (7) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
  - (8) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
  - 事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
  - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任 水野 晴基
  - 農地係主任補 堀田 泰蔵 農地係主任補 本間 大慎

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第23回帯広市農業委員会を開会いたします。
中谷 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	議事に先立ち、4月1日付け人事異動についての報告がございます。 事務局より願います。
事務局 議長	(農政部及び農業委員会事務局職員の人事異動に関する報告)
議長	ありがとうございました。 それでは、令和3年度農林水産業費予算概要および農業委員会関連予算について、 また、昨年10月に米沢市長へ提出をいたしました「令和3年度帯広市農業振興予算 に関する要望」の対応状況とあわせて説明をいただきます。 事務局より願います。
事務局 議長	(令和3年度農政部関連予算および要望への対応についての説明)
議長	以上、令和3年度農林水産業費予算の概要、および要望への対応状況について説明を いただきましたが、委員の皆さんからご質問等はございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、以上で終了とさせていただきます。
議長	それでは議事に入ります。 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。 本日の出席委員は25名です。議席番号3番 小倉委員につきましては欠席の申出を 受けております。 委員の出席数が定足数に達しておりますことから、規則により総会が成立している ことをご報告いたします。 本日の議事は、開催次第3.次第にあるとおり、報告が3件、議案が5件、 その他が1件でございます。 (配布資料の確認) 報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、23番 石川委員、24番 室崎委員を指名いたします

のでよろしく願いいたします。

それでは、報告案件に入ります。

報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。

事務局(境課長) 農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。

(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)

議長 ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(委員) (なし)

議長 特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。

次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」、まず、3月分の調査結果について、吉田利彦調査委員長より報告をお願いします。

吉田利彦調査委員長 25日の調査ですが、報告第2号 1 現況証明の附番64、65の2件について現地調査を行い、非農地であることを確認いたしました。

以上で、3月分の報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、4月分の調査結果について、森調査委員長よりお願いいたします。

森調査委員長 9日の調査ですが、報告第2号 1 現況証明の附番1の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

以上で、4月分の報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委員) (なし)

議長 特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。

次に、報告第3号「農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について」、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補) 農地法第4条及び第5条の規定に基づき、北海道農業会議へ意見聴取した結果、許可相当の回答があったため、次のように専決処分により許可したので報告します。

(報告第3号、附番8から10について北海道農業会議への意見聴取結果と許可日を朗読)

議長 ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(委員) (なし)

議長 特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

議 長	これより議案の審議に入ります。 議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)	農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。 (議案第1号、附番1の1件の合意解約について朗読・説明) 以上附番1の1件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議 長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番1の使用貸借1件、附番2の売買による所有権移転1件、附番3の贈与による所有権移転1件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上附番1から3までの3件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議 長	それでは、まずは地区担当委員の意見を伺います。 附番2について、合歓垣委員よりお願いいたします。
合 歓 垣 委 員	附番2について、意見を申し上げます。受人である法人は、豊西町及び拓成町で営農を行っている農地所有適格法人です。申請農地は号線敷地であり、受人は申請農地周辺において営農を行っております。 これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておりませんので、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。 意見は以上です。
議 長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とい

たします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第3号、「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」附番3の農家住宅整備計画1件、「2. 農用地利用計画」附番1から2の農業用施設用地への用途変更2件、その他(農家住宅)への除外1件、「3. 農地転用計画」附番1から2の農機具格納庫の建築のための農地転用2件、附番3の農家住宅の建築のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

議長

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

「2. 農用地利用計画」附番1及び「3. 農地転用計画」附番1について堀口委員、お願いいたします。

堀口委員

それでは意見を申し上げます。附番1です。申請者は畑作農家です。既設倉庫で保管する肥料が増加したことから農機具を屋外で保管することとなり、農機具が雨水、凍結等で腐食が進んできていることから、農機具格納庫の建築を計画したものです。

既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。次に「2. 農用地利用計画」附番2及び「3. 農地転用計画」附番2について、濱野委員、お願いいたします。

濱野委員

それでは意見を申し上げます。附番2です。申請者は畑作農家です。現地はほ場と宅地が排水路で分断されており、農作業機械の移動時間に費やされ営農の支障となっていることから、ほ場の一角に農機具格納庫を建築することにより農作業効率の向上を図るものです。

申請地は既設敷地に隣接しており、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。次に「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番3及び「2. 農用地利用計画」附番3並びに「3. 農地転用計画」附番3について、荒川委員、お願いいたします。

荒川委員

それでは意見を申し上げます。附番3です。現在、経営主である両親と後継者である申請者が同居しておりますが、住宅の老朽化、かつ後継者世帯との同居には手狭であることから、経営主世帯と後継者世帯の2世帯住宅の建築を計画したものです。

既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。
	次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。
	議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(堀田主任補)	農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第4号、附番1から2の農業用施設用地のための農地転用2件、附番3の農家住宅の建築のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)
	なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。
議 長	それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。
	附番1について、堀口委員よりお願いいたします。
堀 口 委 員	それでは意見を申し上げます。附番1ですが、議案第3号 附番1で説明した通り、申請地を農機具格納庫に転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。次に附番2について、濱野委員、お願いいたします。
濱 野 委 員	それでは意見を申し上げます。附番2ですが、議案第3号 附番2で説明した通り、申請地を農機具格納庫に転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。次に附番3について、荒川委員、お願いいたします。
荒 川 委 員	附番3ですが、議案第3号 附番3で説明した通り、申請地を農家住宅に転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
	次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。
	議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)	農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第5号、一般分 附番1から8の賃貸借権の設定8件、附番9から11の使用貸借権の設定3件について、調査書に基づき朗読・説明。)
	以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強

		化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
事務局(本間主任補)		(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う賃借権の設定 附番1から2の貸付2件について、調査書に基づき朗読・説明。)
		以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強 化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長		それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり り決定することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		続いて「その他」に入ります。
		「農用地利用集積計画(利用権の設定等)の手続き」について、事務局より説明願 います。
事務局(水野主任)		(「農用地利用集積計画(利用権の設定等)の手続き」についての説明)
議 長		ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議 長		ご質問が無いようですので、これで終わります。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませ んでしょうか。
( 委 員 )		(なし)
議 長		特に無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(水野主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議 長		ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議 長		以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。